

福県医発第 73 号 (地)

平成16年 4月 9日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師  
会 長 竹 嶋 康



身体障害者手帳交付に係るじん臓機能障害の認定について

標記の件につきまして、福岡県保健福祉部長より身体障害者手帳交付に係るじん臓機能障害の認定について、3月4日開催の福岡県社会福祉審議会身体障害者専門分科会審査部の答申を受け、本年4月1日より別紙のとおり取り扱うこととし、各指定医師（じん臓機能障害に係る）に通知した旨通知がありましたのでご連絡いたします。

小郡三井医師会より

担当理事 永田正和・蒲池 壽

(公 印 省 略)

15障第10298号

平成16年3月31日

社団法人 福岡県医師会 殿

福岡県保健福祉部長

(在宅福祉係)

身体障害者手帳交付に係るじん臓機能障害の認定について

身体障害者手帳の交付に係るじん臓機能障害の認定について、3月4日開催の福岡県社会福祉審議会身体障害者専門分科会審査部会の答申を受け、本年4月1日より下記のとおり取り扱うこととし、各指定医師（じん臓機能障害に係る）に通知いたしましたのでお知らせします。

記

◎審査基準は従来どおり。

◎ただし、満12歳を超え、等級認定における他の基準は全て満たしているが、血清クレアチニン濃度だけが基準を満たしていない者で、

(1)内因性クレアチンクリアランス値

(2)内因性クレアチンクリアランス値が計測しがたい場合はその推計値

(Cockcroft-Gaultの式)

男性： $\{(140 - \text{年齢}) \times \text{体重(kg)}\} \div \{72 \times \text{血清クレアチニン(mg/100ml)}\}$

女性： $\{(140 - \text{年齢}) \times \text{体重(kg)}\} \div \{72 \times \text{血清クレアチニン(mg/100ml)}\} \times 0.85$

で導き出された値・・・この場合の年齢、体重は血清クレアチニン濃度検査日(採血日)現在のものとする。)

のいずれかが各等級の認定基準に定める内因性クレアチンクリアランス値に該当するものについては、各等級の血清クレアチニン濃度の基準を満たすものとして認定することができることとする。

また、(2)の数値を用いる場合については、診断書総括表の「⑤ 総合所見」欄に、内因性クレアチンクリアランス値の測定が困難な理由、身長、体重、年齢並びにそれらを上記の式にあてはめた計算結果を記入し、「じん臓の機能障害の状況及び所見欄」の「1 じん臓機能」の「ア 内因性クレアチンクリアランス値」の欄にその結果得られた値を記入することとする。

